

# 「大津郡」から「長門市」へ

## 『長門市』誕生までの軌跡

私たちの住む長門市が長門国「大津郡」として、古くから日常の生活圏や経済圏を共有する一帯の地域であったことは、みなさんもよくご存知のことと思います。  
ここでは、この大津郡が長い年月を経て、今また「長門市」として、一つの都市に再編されるまでの形成過程を簡単に紹介します。

### 「大津郡」の成立

長門国を構成する一つの郡としての「大津郡」（当初は大津評）が成立したのは、大化改新により国郡里制が構築された7世紀後半といわれています。

### 「前大津」と「先大津」

江戸時代には、長州藩の村落に関する支配組織として宰判と呼ばれる新しい行政区画が設定され、大津郡は豊浦郡の一部と合わされ、「前大津」と「先大津」の両宰判に分けられました。

この頃の村落は、時代によって異動があるものの、ほぼ前大津では、「三隅村」、「通浦」、「瀬戸崎浦」（瀬戸崎、青海村、白湯浦、大日比浦）、「深川村」、「渋木村」、「真木村」、「伊上村」。先大津では「日置村」、「伊上村」、「河原村」、「新別名村」、「久富村」、「津黄村」、「後畑村」、「角山村」、「蔵小田村」、「野田村」、「向津具村」などの村と浦から成っていました。

明治に入ると、時代のうねりとともに行政区画も再編を繰り返していきます。



藩政時代の大津郡

### 「戸籍区」

明治4年の戸籍法公布と廃藩置県により、山口県では127の「戸籍区」が設けられ、大津郡は第1区から第5区までの5つの区に分けられました。（第1区は三隅上村、三隅中村、三隅下村、真木村。第2区は瀬戸崎浦、通浦。第3区は深川東分、深川西分、深川湯本村、渋木村、俵山村。第4区は日置上村、日置中村、日置下村、蔵小田村、角山村、河原村、新別名村、伊上村、久富村。第5区は後畑村、津黄村、野田村、川尻村、向津具上村、向津具下村）

### 「大小区制」

明治6年には、政府が地方の便宜によって大区と小区に分ける「大小区制」を打ち出し、山口県でも明治7年1月から21の大区とその下に127の戸籍区を小区とする大小区制が施行されました。このとき、大津郡一

帯は「第19大区」とされ、戸籍編成で定められた5つの区がそのまま小区に当てられました。

しかしながら、この小区の区画には不都合が多く、地方の実状に応じた小区の再編成が進み、これが事実上の町村合併となりました。山口県では明治8年8月、従来の127区制を廃止し、21の大区の下を266の小区に分け大小区制が成立しました。このとき、大津郡にあたる第19大区は、10小区に区分されました。

### 「大津郡」の復活

こうした大小区制による行政区割は明治11年まで続きましたが、この



「町村制」施行後の大津郡  
明治32年4月～

制度が戸籍調査の便宜上につくられたものであったことから数々の問題が生じ、古来の郡町村制を復活する「郡区町村編制法」が明治11年7月に定められました。  
山口県では明治12年1月から従来の大小区制を廃止し、長門6郡、周防6郡の12郡が行政区画として復活しました。これにもとない町村についても藩政時代の歴史的村落に還元され、大津郡内も26の村となり制度上では独立した自治体になりました。

### 「町村制」施行

郡区町村編制法による行政区画も長くは続かず、政府は明治21年4月に「市町村制」を定めました。市町村制は、近代的な地方自治制度へのスタートであると同時に、事実上の町村合併であり、県が町村の合併案を策定する県主導のものでした。

明治22年4月1日の町村制施行の期日をもって、山口県内では1市（赤間関・後の下関）4町（若国・柳井津・山口・萩）24村が成立し、大津郡内については別表のとおり、旧来の26の村・浦が合併、あるいは単独のまま、「三隅村」、「仙崎通村」、「深川村」、「俵山村」、「日置村」、「菱海村」、「宇津賀村」、「向津具村」の8村が誕生しました。  
通浦と瀬戸崎浦が合併した仙崎通村では、地理的に交通の不便も多く風俗習慣が異なるとして明治32年4月1日、通地区が独立分離し、「仙崎村」と「通村」に分かれたことから

大津郡内は9村となりました。

### 「村」から「町」へ

市街地化が進んだ仙崎村では大正3年4月15日、山口県下13番目の町「仙崎町」として町制を施行しました。また、深川村は昭和3年11月1日、三隅村でも昭和17年11月3日に町制を施行し「深川町」、「三隅町」とそれぞれ改称しました。

### 「昭和の大合併」

戦後、昭和22年4月に地方自治法が公布され、地方自治の整備を目的とする新法が次々と施行され、町村の財政支出は増大を続けました。そのため、昭和24年のシャープ勧告などにより地方自治体の統廃合による行財政の効率化を図る必要があることが指摘されました。

こうした中、昭和28年9月、政府は期限付きの特別立法として「町村合併促進法」を公布。これに基づき山口県でも「町村合併促進計画要綱」が定められ、法の有効期限である昭和31年9月までに、県下すべての町村が人口8千人以上の規模となることを目標とした合併推進委員会が設置されました。

このとき県から内示された大津郡内の合併案は、東部の「三隅町」、「通村」、「仙崎町」、「深川町」、「俵山村」の5町村を一つの町に、西部の「日置村」、「菱海村」、「宇津賀村」、「向津具村」の4村を一つの町に統合するといったものでした。

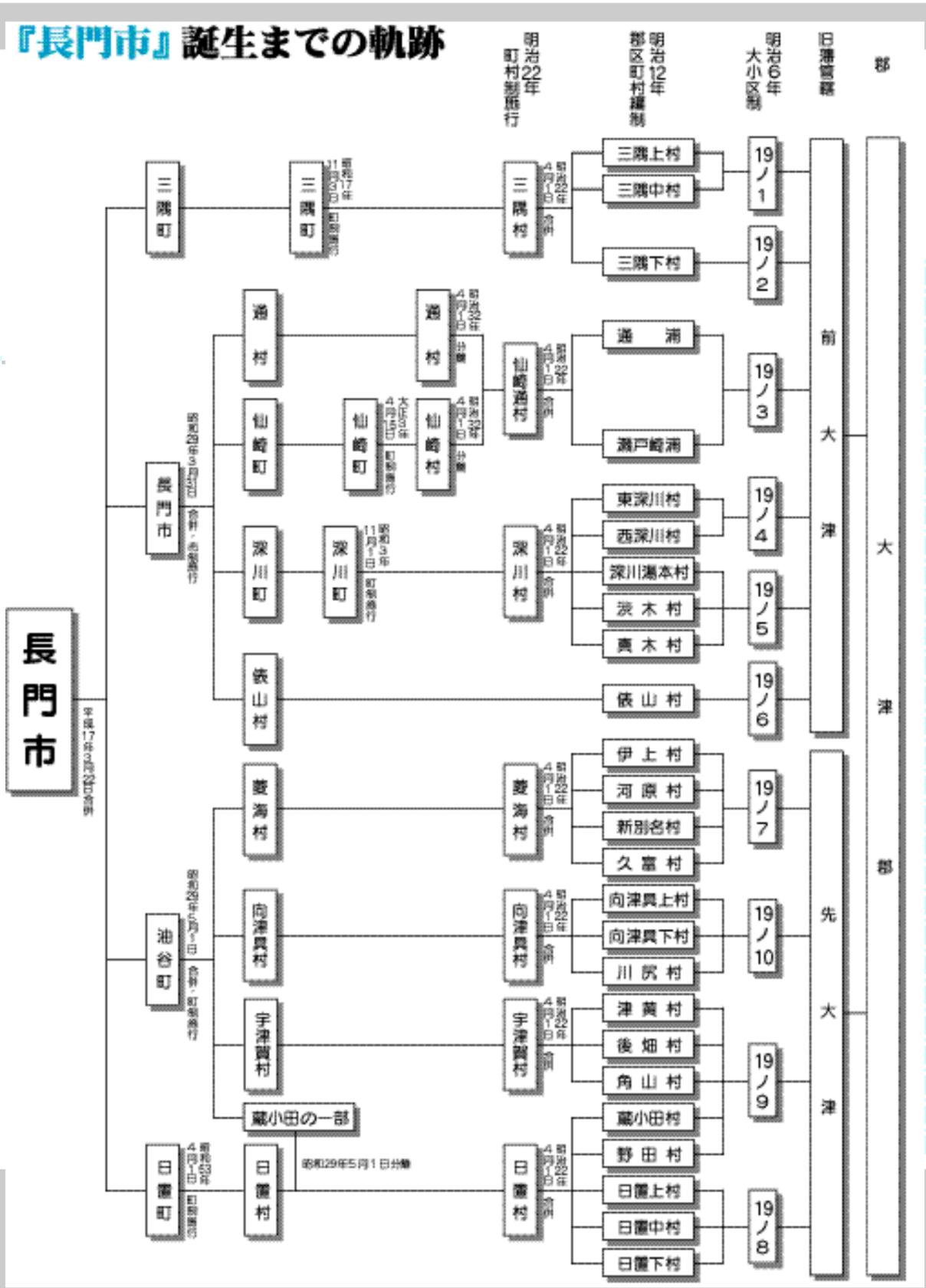


「昭和の大合併」以前の  
大津郡  
～昭和29年3月

その後、各町村間で活発な協議が行われ、最終的には、昭和29年3月31日に「通村」、「仙崎町」、「深川町」、「俵山村」の2町2村が合併して旧「長門市」が県下11番目の市として誕生。同年5月1日には、「菱海村」、「宇津賀村」、「向津具村」の3村と日置村の大字蔵小田の一部が合併して「油谷町」が誕生しました。

この結果、未合併町村として残った「三隅町」と「日置村」を含め1市2町1村の枠組みが確立。昭和63年4月1日に日置村が町制を施行し、今年3月22日合併以前の1市3町の体制となりました。

『長門市』誕生までの軌跡



「昭和の大合併」以前、大津郡を形成していた9町村の成り立ちについて、昭和33年4月に山口県地方課が編集・発行した「山口縣町村合併史」を参考に紹介します。

三隅町

倭名類聚鈔(和名鈔)に「美須美」として初めてその名が登場した。旧藩時代は「三隅上村」、「三隅中村」、「三隅下村」の3村に分かれ、前大津宰判の管轄に属していた。

明治6年の大小区制の実施により三隅上村と三隅中村の2村が第19大区第1小区、三隅下村が第2小区となった。明治12年の郡区町村編制により再び三隅上村、三隅中村、三隅下村の3村となったが、明治22年4月の町村制実施により3村を併せて「三隅村」と改め、昭和17年に町政を施行した。

通村

和名鈔によると、住古は三隅郷(三隅村)に属していたようで、三隅の庄と称えられていた。応永7年頃より鱈網漁業のため通っていたことから、通島とも呼ばれ、またこの頃から「通浦」とも称していた。

明治6年の大小区制の実施により、瀬戸崎浦とともに第19大区第3小区となった。明治22年4月の町村制実施とともに瀬戸崎浦と合併し、仙崎通村大字通浦と称していたが、地理的に住民の不便が多く風俗や習慣も異っていたことから、明治32年4月1日、「通村」と称して分離独立した。

仙崎町

旧藩時代までは「瀬戸崎浦」、「青海島」、「白濁浦」、「大日比浦」など、時代により分割・統合がおこなわれてきたが、明治6年の大小区制の実施により通浦とともに第19大区第3小区となった。明治12年の郡区町村編制により通浦と分かれ戸長役場を置き「瀬戸崎浦」と称した。

明治22年4月の町村制実施にあたり通村と合併し「仙崎通村」と改称したが、明治32年4月1日に通村を分離、大正3年4月1日に町制を施行し、昭和24年4月に深川町の一部字無田新開を編入した。

深川町

旧藩時代は「東深川村」、「西深川村」、「深川湯本村」、「深木村」、「真木村」の5村に分かれ、前大津宰判の管轄に属していた。

明治6年の大小区制の実施により、東深川村と西深川村が第19大区第4小区、深川湯本村、深木村、真木村の3村が第5小区となった。

明治12年の郡区町村編制により再び旧藩時代の5村に分かれたが、明治16年7月、5村を併合し「東深川村外4カ村」とした。明治22年4月の町村制実施により合併し「深川村」と改称、旧村の名称は大字として残り

した。また、昭和3年には御大典を記念して11月1日に町制を施行、「深川町」と改称した。

依山村

旧藩時代は「依山村」として前大津宰判の管轄に属していた。明治6年の大小区制の実施により、依山村単独で第19大区第6小区となった。明治12年の郡区町村編制により再び依山村として大津郡の一行行政区となり戸長役場を置いて村政が掌られた。明治22年4月の町村制施行により「依山村」と改称した。

日置村

和名鈔で「日置郷」の名が登場し、旧藩時代は先大津宰判の管轄に属していた。廃藩置県後は「日置上村」、「日置中村」、「日置下村」、「野田村」、「蔵小田村」の5村となり、明治6年に大小区制が行われると蔵小田村・野田村は、第19大区の第9小区、他の3村は第8小区となった。

明治12年の郡区町村編制により各村に戸長役場が設けられたが、明治17年に5村が併合され「日置村外4カ村」と称し、古市に戸長役場を置き村政が掌られた。明治22年の町村制の施行とともに「日置村」として発足し旧村の区域を大字とした。

昭和29年5月1日、油谷町が設置されるにあたり、大字蔵小田(字雨乞・字観音ヶ池・字上角石を除く)地域は、地理的条件から住民の強い要望があったので分離した。

菱海村

旧藩時代は「久富村」、「新別名村」、「河原村」、「伊上村」の4村に分かれ、先大津宰判の管轄に属していた。その中央に位置したため河原に先大津宰判所が置かれた。

明治6年の大小区制では第19大区7小区に属し、明治12年の郡区町村編制により再び久富村、新別名村、河原村、伊上村の4村となったが、明治22年の町村制施行にあたり4村が合併、各村の頭文字をとって「菱海(ひしかい)村」と改称した。

宇津賀村

旧藩時代は先大津宰判の管轄で「津黄村」、「後畑村」、「角山村」の3村からなり、明治6年の大小区制にもない第19大区の第9小区に属した。明治12年の郡区町村編制により再び津黄村、後畑村、角山村の3村となったが、明治22年の町村制施行にあたり3村が合併して「宇津賀村」と改称した。

向津具村

古くは「向津国」あるいは「向津奥」と呼ばれ、これを約して「向津具」と称していた。慶長年間から廃藩置県前までは「向津具」と呼称し、明治6年の大小区制の実施により第19大区第10小区となった。明治12年の郡区町村編制により「向津具上村」、「向津具下村」、「川尻村」となったが、明治22年の町村制施行により、3村が合併して「向津具村」となった。

倭名類聚鈔(わみょういしゅう) (日本最初の分類体の漢和辞書 承平(九三)~九三八)年中皇女勳子内親王の命により撰進